

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例										
主管課	産業創出課										
根拠法令等											
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県産業技術研究所窯業技術センターの窯業用機器の一部廃止に伴う使用料の上限額の改定</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>○別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窯業関係</td> <td>窯業用機器</td> <td>1時間又は1回</td> <td>3,560</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(改正後) ⇒ 1,620円</p> <p>(改定の理由)</p> <p>「プロッター」を廃止することにより、「バッチ式微粉碎機」が最高額となるため。</p>				区分	種別	単位	金額	窯業関係	窯業用機器	1時間又は1回	3,560
区分	種別	単位	金額								
窯業関係	窯業用機器	1時間又は1回	3,560								
施行日	平成30年4月1日										
【その他参考事項】											